

## 千葉市幼稚園、保育所、認定こども園及び小学校関連教育推進協議会設置要綱

### (設置)

第1条 千葉市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、幼児・児童の教育・保育に係る関係機関相互の連絡調整を行うことにより、当該教育・保育の内容の向上を図り、もって本市における幼児・児童の健全育成及び発達を促進するため、千葉市幼稚園、保育所（「保育園」を含む以下同様。）、認定こども園及び小学校関連教育推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項の連絡調整を行う。

- (1) 幼稚園、保育所、認定こども園及び小学校における指導内容に関する事項
- (2) 幼稚園、保育所、認定こども園及び小学校における教職員の研修に関する事項
- (3) その他協議会の目的を達成するために必要な事項

### (組織)

第3条 協議会は、委員13人で組織する。

委員は、別表に掲げる者をもって充てる。

### (会長及び副会長)

第4条 協議会に会長及び副会長を置く。

- 1 会長は、千葉市小中学校長学校運営協議会の推薦を受けた者である委員をもって充てる。
- 2 副会長は、会長が指名する委員をもって充てる。
- 3 会長は、協議会の議長となる。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき（次条第3項の規定により会長がその選任する者を代理人として協議会に出席させるときを含む。）は、その職務を代理する。

### (会議)

第5条 協議会は、会長が招集する。

- 1 協議会は、半数以上の委員が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 2 委員は、その選任する者を代理人として協議会に出席させることができる。この場合において、前項及び次条の規定の適用については、代理人は、委員とみなす。

### (報酬)

第6条 委員には、報酬を支給しない。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、教育委員会事務局学校教育部教育改革推進課または教育指導課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成23年1月1日から施行する。
- 2 千葉市幼稚園、保育所及び小学校関連教育推進協議会設置要綱（昭和63年6月1日施行）は、廃止する。
- 3 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。
- 4 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。
- 5 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。
- 6 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。
- 7 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。
- 8 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表

千葉市保育所長会会長

千葉市民間保育園協議会会長

千葉市幼稚園協会会长

千葉市小中学校長学校運営協議会の推薦する者 1人

幼・保・こ・小関連教育推進指定校幹事校代表 6人

千葉市こども未来局幼児教育・保育部幼保支援課長

千葉市こども未来局幼児教育・保育部幼保指導課保育所指導担当課長

教育委員会事務局学校教育部教育改革推進課長または教育指導課長